



大洗町公告

一般競争入札

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年3月16日

大洗町長 國井 豊



1. 対象工事

- (1) 工事名 7国補改良第3号配水管布設替工事
- (2) 工事場所 大洗町磯浜町地内
- (3) 工事期間 契約の翌日から令和9年1月15日まで
- (4) 工事内容

|                  |          |
|------------------|----------|
| GX形ダクタイル鋳鉄管φ250  | L=394.5m |
| 水道配水用ポリエチレン管φ150 | L=370.2m |
| 水道配水用ポリエチレン管φ100 | L=72.9m  |
| 水道配水用ポリエチレン管φ75  | L=408.0m |
| 水道配水用ポリエチレン管φ50  | L=20.0m  |
| 給水切替             | N=71.0箇所 |
- (5) 予定価格 157,200,000円（消費税及び地方消費税を含まない）

2. 入札参加形態

特定建設工事共同企業体

3. 入札参加資格要件

地方自治法施行令第167条の5の規定に基づく、競争に参加する者に必要な資格に関する事項は、大洗町の建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格（令和7・8年度）の認定を受けている者であること及び、次の事項のうち「4. 特定建設工事共同企業体」に掲げる事項を全て満たし、かつ「5. 入札参加資格確認申請」（3）（ア）によって、この公告の工事に係る一般競争入札参加資格確認通知を受けている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく大洗町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大洗町の令和7・8年度指名競争入札参加資格者名簿において、水道施設工事の総合評点が650点以上でかつ、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可（水道施設）を受けている者。
- (3) 茨城県土木部水戸土木事務所の管轄地域内<sup>※1</sup>に、建設業法に基づき設置された主たる営業所（本店）があること。

※1 水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町

- (4) 過去10年以内に、茨城県内で国、地方公共団体、公団等発注の同種工事<sup>※2</sup>を元請

請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。(ただし、異工種建設共同企業体については適用しない。))

※2 同種工事は、GX形ダクタイル鋳鉄管について、口径250mm以上の配水管又は、送水管等の布設工事とする。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を専任で配置できること。

- ① 建設業法における水道施設工事の監理技術者になり得る国家資格を有する者であること。
- ② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 競争入札参加資格確認申請日前、3ヶ月以上継続して雇用関係がある者であること。
- ④ 本工事における配置予定技術者を申請時点で1名に特定できない場合は、複数の者を配置予定技術者とすることができる。

なお、落札者は契約時に1名を選択するものとする。

- (6) 大洗町建設工事請負業者指名停止等措置要項に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 過去概ね3年間に、大洗町の工事において重大な過失のある事故及び契約条項に不正又は不誠実な行為を行っていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続き開始後又は再生計画認可の決定が確定した後に、町長が入札参加資格の再認定をした者を除く。)
- (9) 対象工事に係る設計業務の受託者及び受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。)を受けている者であること。
- (11) 課税対象の税金が完納していること。
- (12) 令和8年1月31日時点で大洗町指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。
- (13) 大洗町暴力団排除条例(平成23年12月20日条例第25号)第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

#### 4. 特定建設工事共同企業体

特定建設工事共同企業体は、次によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。
- (2) 構成員は、「3. 入札参加資格要件」を満たす者(以下「代表構成員」という。)1者と「3. 入札参加資格要件」中(1)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)を満たす者(以下「構成員」という。)1者による2者とする。また、各構成員は、この公告による工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。
- (3) 共同企業体の構成員の出資比率の構成の下限は30%とする。
- (4) 構成員は、大洗町に建設業法に基づき設置された主たる営業所(本店)を有し、「3.

入札参加資格要件」(2)による数値が450点以上であること。ただし、特定建設業の許可(水道施設)を受けている場合は代表構成員の総合評点未満であること。  
 (5) 構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者を専任で配置できること。

- ① 建設業法における水道施設工事の主任技術者になり得る国家資格を有する者であること。
- ② 競争入札参加資格確認申請日前、3ヶ月以上継続して雇用関係がある者。

#### 5. 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望するもの(以下「参加希望者」)は、あらかじめ次により資格確認を申請し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

##### (1) 申請する書類一覧表

書類の提出は、様式ごとにNo.をつけて、確認しやすい形で提出すること。

| No.   | 様式名  |
|-------|--|
| 1     | 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)   |
| 2     | 特定建設工事共同企業体協定書   |
| 代表構成員 |  |
| 3     | 一般競争入札参加資格確認資料(様式第2号)  |
| 4     | 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(写し)  |
| 5     | 建設業法の許可書(写し)   |
| 6     | 課税対象の税金が完納していること分かる書類(原本)<br>国税(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税がない証明書(納税証明書その3の3))<br>県税(法人県民税・法人事業税(完納証明書))<br>市町村税(法人税・固定資産税(完納証明書) ※大洗町内に本支店がある者) |
| 7     | 主任(監理)技術者の配置(別記1)<br>監理技術者になり得る国家資格者であることが確認できる書類<br>監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(写し)<br>3ヶ月以上雇用関係があることが確認できる書類                                 |
| 8     | 3.(4)に示す、同種工事の元請としての施工実績(別記2)<br>別記2に記載した工事の内容が確認できる書類   |
| 9     | 大洗町指定給水装置工事事業者証(写し)  |
| 10    | 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書   |
| 構成員   |  |
| 11    | 一般競争入札参加資格確認資料(様式第2号)  |
| 12    | 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(写し)  |
| 13    | 建設業法の許可書(写し)   |
| 14    | 課税対象の税金が完納していること分かる書類(原本)<br>国税(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税がない証明書(納税証明書その3の3))<br>県税(法人県民税・法人事業税(完納証明書))<br>市町村税(法人税・固定資産税(完納証明書))               |

|    |   |
|----|---|
| 15 | 主任（監理）技術者の配置(別記1)<br>主任技術者になり得る国家資格者であることが確認できる書類<br>3ヶ月以上雇用関係があることが確認できる書類 |
| 16 | 大洗町指定給水装置工事事業者証（写し）   |
| 17 | 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書  |

(2) 申請受付日時・場所

令和8年3月16日（月）から令和8年4月6日（月）までの大洗町の休日を定める条例（平成元年10月2日大洗町条例第30号）第1条第1項に規定する日（以下「閉庁日」という。）を除く毎日

時間 午前9時から午後5時まで

場所 大洗町役場総務課

※ 提出書類は持参とし、郵送、電送による受付は行わない。

(3) 確認通知の日時・場所

ア 入札参加資格の確認は、受付日現在で行い、その結果は、一般競争入札参加確認通知書（様式第3号）により次の日時に回答する。

令和8年4月10日（金）

イ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について簡易な場合を除き書面をもって次の期日までに説明を求めることができる。

令和8年4月14日（火）午後5時まで

提出先 大洗町役場総務課

(4) その他

ア 申請に関する説明会は行わない

イ 申請書等は、令和8年3月16日（月）から配布する。

ウ 申請書の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 提出された申請書等は返却しないものとする。

6. 設計書等の閲覧又は貸与

(1) 閲覧期間 令和8年3月16日（月）から令和8年4月6日（月）までの閉庁日を除く毎日

時間 午前9時より午後5時まで

場所 大洗町役場総務課 連絡先029-267-5111（内線224）

※設計書等は貸与できる数量に限りがあるため、事前に連絡の上、来庁すること。

(2) 設計図書に対する質問は簡易な場合を除き書面により次の期日までに大洗町役場上下水道課に持参するものとする。

令和8年4月6日（月）正午まで

(3) 前号の質問に対する回答は、大洗町役場上下水道課にて次の期日により閲覧にて行う。

令和8年4月7日（火）より令和8年4月10日（金）までの閉庁日を除く毎日  
時間 午前9時より午後5時まで

## 7. 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 8. 入札執行の日時・場所

- (1) 日時 令和8年4月16日（木）午前9時10分から
- (2) 場所 大洗町役場3階会議室
- (3) 競争入札の執行にあたっては、一般競争入札参加資格確認通知書（写し可）を必ず持参すること。
- (4) やむを得ない理由が生じた場合は入札を中止し、又は延期できるものとする。
- (5) 入札参加者が1者である場合でも入札は執行する。

## 9. 入札の方法

- (1) 電話、電送及び郵便による入札は認めない。
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大洗町建設工事執行規則（平成8年大洗町規則第10号）及び大洗町財務規則（平成4年大洗町規則第4号）を守ること。
- (3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。
- (6) 入札は1回とする。ただし、同一価格の場合は「くじ」により決定する。
- (7) 最低制限価格を設定する。よって、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格の者を落札者とする。

## 10. 工事費内訳書の提示

- (1) 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出すること。
- (2) 工事費内訳明細書の様式は設計図書内の「7 国補3号内訳書」を使用し、会社名、社印を押印したものであること。
- (3) 工事費内訳明細書は返却しないものとする。
- (4) 工事費内訳明細書の提出は、入札執行上の参考であり入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 11. 入札保証金

大洗町財務規則第121条の規定を適用し免除する。

## 12. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。保証金は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債 政府ニ納ムベキ保証金其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
- (2) 政府の保証のある債権、金融融資、公社債 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行金額）の10分の8に相当する金額
- (3) 金融機関が振り出し又は支払保証した小切手 小切手金額
- (4) 金融機関が引き受け、補償又は裏書をした手形 手形金額（当該手形の満期の日が当該契約保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該契約保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じた当該手形金額を一般市場における手形の割引率より割り引いた金額）
- (5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証金額

## 13. 請負契約書作成

建設工事請負契約書（大洗町建設工事執行規則様式第4号）により、契約書を作成するものとする。

## 14. 支払条件

- (1) 前払金 請求できる（請負額の10分の4以内の額とする。）
- (2) 中間前払金 請求できる（請負額の10分の2以内の額とする。ただし、前金払と中間前払金の合計額は、請負額の10分の6を超えないものとする。）

## 15. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
  - ア 入札について不正の行為があった場合
  - イ 金額その他必要な事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
  - ウ 指定の日時までに出席なき場合
  - エ 入札書を2通以上提出した場合
  - オ 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
  - カ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - キ 予定価格を超える入札をした場合
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 一般競争入札参加資格確認通知を交付されたものであっても、確認の後に指名停止を受けて、入札時において指名停止期間中である者など、入札時点において「3.

入札参加資格要件」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16. その他

- (1) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、この公告の現場に配置すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、この公告、設計図書等、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。
- (4) その他詳細不明な点については、次に照会のこと。

大洗町役場上下水道課 電話 029-267-5125

日程表

| 内 容            | 期 日                           |
|----------------|-------------------------------|
| 入札参加資格確認申請     | 令和8年3月16日（月）～<br>令和8年4月 6日（月） |
| 入札参加資格確認通知     | 令和8年4月10日（金）                  |
| 設計図書の閲覧又は貸与    | 令和8年3月16日（月）～<br>令和8年4月 6日（月） |
| 設計図書等に対する質問    | 令和8年4月 6日（月）正午まで              |
| 設計図書等に対する質問の回答 | 令和8年4月 7日（火）～<br>令和8年4月10日（金） |
| 入札日            | 令和8年4月16日（木）                  |